

平成23年第18回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年9月26日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

(1) 議案第53号 平成23年度教育費関係予算案(補正第1号)について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 平成24年度の教育課程について〔継続審議〕
- (4) 組織改正について

4 報告

(1) 教育長報告

教育施設における空間放射線量の簡易測定結果について  
日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本設計(案)について  
豊玉リサイクルセンター内図書館資料受取窓口の設置について  
その他  
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
光が丘4小学校の建築完了検査について  
その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 3名

委員長

ただいまから、平成23年第18回教育委員会定例会を開催する。  
本日は傍聴の方が2名お見えである。よろしく願います。  
では、案件に沿って進めさせていただきます。  
本日の案件は、議案1件、陳情3件、協議4件、教育長報告4件である。

(1) 議案第53号 平成23年度教育費関係予算案(補正第1号)について

委員長

初めに議案である。議案第53号 平成23年度教育費関係予算案(補正第1号)について。この議案について説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

6ページの幼稚園費であるが、前回の17回の幼稚園保育料債権放棄というご報告があったが、小学校費、中学校費には、各種扶助費があるのだが、幼稚園には扶助費がないが、そういう補助をする費用はどこから歳出されるのか。

#### 学務課長

まず、小・中学校の扶助費については、義務教育ということで、就学援助という形で一定程度の所得以下の世帯に対して、義務教育、学校で必要な経費の一部を助成しているというものがある。

一方、幼稚園においては、義務教育ではないということで、区立幼稚園に通っているご家庭に対しては、世帯の所得状況において授業料を減額あるいは免除するという規定があるが、そのほか幼稚園で必要なものについて助成で出すものは、制度として、ない。

また、私立幼稚園に通っている世帯に対しては、私立幼稚園に対して支払われる、いわゆる月謝に対して、所得状況において補助の仕組みがあるということで、いわゆる義務教育、小・中学校において行われている就学援助のような制度は、幼稚園対象にはないので、その分が幼稚園費にはないということである。

#### 天沼委員

わかった。ではほかに。

あと2点だが、1つは震災関係であるけれども、各校の防災対策にかかる費用はどこから計上されるのか。

それからもう一点だが、ちょっと前に子供たちがいたころ、現場の先生から聞いたお話があるのだけれども、移動教室とか修学旅行の下見、日当にかかわるような費用はどこから計上されるのか。

#### 庶務課長

まず日当関係であるけれども、これについては今回の補正では対象になっていないけれども、校外授業費がそれぞれ、小・中の中であるので、その中で計上していて、そこから支出される形になっているようである。

それから、防災関連については、3ページの(2)で、東日本大震災の対応に伴う経費という中で入れさせていただいてある。その中で図書カード等の購入費があって、この中で特財17万8,000円とあるけれども、これは震災対応ということで、指定の寄附をいただいて、その部分からこの部分は支出している形になっている。

それから、のところに節電とあるけれども、災害対策関連ということで、しているけれども、主なものは減額であるので、これについては財源がないわけであるけれども、美術館のスポットライトの部分については、一応、景気対策関連で、何というのか、財源が措置されているので、そちらの中から使用している形になっている。

以上である。

#### 教育長

防災関係で大事なものは、とにかく今年度はマニュアルの見直しがある。それから訓練の実施。この2つは予算は特にかからなくてもできるわけである。もう一つは情報関係で、そういう学校側の情報を保護者の方々にいかにお知らせするかという、その仕組み

をつくっていくというのが確かにあって、実は今回の補正でも、ちょっと考えたのであるが、ただ仕組みであるから、やはり全校的な規模にもなるので、もう少し内部で、どういう仕組みがいいのか詰めよう。ご承知のとおり、もう既にPTAが中心になって、個別に学校でやっているところもあるわけで、だからそういう意味では、そういうところとの兼ね合いを考えて、そういう情報の仕組みについては、もう少し時間をかけて、教育委員会の中でやっつけようということ。それが具体化すれば、当然、予算化しなくてはならないので、それはもう来年度予算かということに考えているので。特に今回の補正では、これまで大震災で、さまざま、避難の方々を受け入れたり、あるいはそういう関係で使ったお金は、当然、当初予算には含まれていなかったから、今回、補正で組ませていただいた。これは教育委員会だけではなくて、全区的な対応をしていきたい。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

直接、予算には関係ないかと思うのであるが、被災児童で練馬に転入してきた方の数は、4月当初はお聞きしたと思うのであるが、その後どうなっているのか教えていただきたい。

学務課長

被災児童の方は、地震後、一時期は最大57名まで受け入れたわけであるけれども、その後、都内で落ちつき先が決まったということ、また現地での学校再開が決まったということで、戻られた児童・生徒の方もいらっしゃる。9月1日現在であると、こちらに現在残っている被災児童・生徒としては、小学生26人、中学生14人の40名とである。ただ、これについては現地の情報等によって、常に動きがあるということであるので、こちらでも順次、把握に努めているところである。

委員長

よろしく願います。  
ほかに、ご意見、ご質問はあるか。

教育長

今回の補正の3ページをちょっと見ていただきたいのだけれども、一番下の(6)で、小学校の拡張用地。北町西小学校と立野小学校の校庭の脇がたまたまあいたので、ぜひ買いたいということで、今回お願いして、補正予算を組んでいる。

それから、次の4ページ、(9)で(仮称)ねりまシティマラソン基礎調査がある。今、ロードレースを光が丘の公園でやっているのだけれども、練馬の街の中をマラソンで走れないとか、そういうルートができないかどうかということで、まず基礎調査をやってみてということで、実は普通の道路を走らせるということは、警察との関係でかなり

厳しいハードルがある。であるから、そういう意味では今回の調査を通して、可能なのかどうなのかを含めて、ちょっと調査をしてみようということで予算を組ませていただいた。また、報告ができれば、皆さんにお諮りをさせていただきたいと思っている。

あとは景気対策であるとか、震災対策であるとかというのは、今回の大きな補正の柱になっているので、そのようにご理解いただければと思っているところである。

以上である。

委員長

ありがとう。

ほかの方はまだご意見はあるか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第53号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第53号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。平成19年度陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕  
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書。

この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と伺っている。

したがって本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも「継続」とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。区立幼稚園の適正配置について。

この協議案件については、計画策定まで継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については、「継続」とする。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。練馬区教育振興基本計画の策定について。この協議案件についても、懇談会の検討結果などを受けて協議を進めていきたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については、「継続」とする。

(3) 平成24年度の教育課程について

委員長

次の協議案件である。平成24年度の教育課程について。この協議案件については、

資料が提出されているので、その説明をお願いしたいと思う。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご質問、ご意見をお願いしたいと思う。

天沼委員

そうすると、先生方の勤務形態が変わってくると思うのだけれども、残業とかそういうことは、どのようになるのか。

教育指導課長

残業というか、教員の場合は、勤務時間以降、残って仕事をしているけれども、要するに、実際は残業をしているのだが、そういった月曜日から金曜までの残業時間を、なくす意味でも、月1回の土曜日を有効に使って、できるだけ月から金までの先生方の勤務についても、今よりも少し緩和できる形を考えているということで、今、動いているところである。

委員長

よろしいか。

天沼委員

そうすると、土曜日の授業がある日は、お昼までは通常の勤務時間内であるので、全員が勤務するということと、それからこちらのほうにもご意見が出ているが、学校生活支援員の方々とか補助員の方々の勤務形態も、そうすると土曜日にご出勤いただく形になると思うが。

教育指導課長

土曜日の勤務については、二通り、学校が選択できることになる。全員が半日の勤務ということで、半日まで勤務をして勤務時間が終わるという形と、土曜日にも通常の月から金のように一日勤務という形の、両方を学校が選択することになると思う。

それから、生活支援員等については、現在、月17日勤務ということで、生活支援については配置をしているので、当然、土曜日に授業をするときに、学校が必要であるということであれば、月の予定の中で、あらかじめ、その土曜日に勤務するというところで予定しておけば、可能であるということである。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかの方、いかがか。

安藤委員

今のことに関連してなのであるが、教員の方の半日勤務と一日勤務を選択するということは、区内の中で先生方の勤務形態が違ってくるということになるが、よろしいか。

教育指導課長

選択するというのは、学校で決めるということなので、教員が個人で決めるということではないのだけれども、学校によっては、A小学校は半日で勤務が終わりだけれども、B小学校は一日勤務という場合はあるかと思う。

安藤委員

説明はしていただいたのだけれども、ちょっと理解できなかったので、もう一回お願いします。小学校長会の中の意見の3番の、25時間を土曜授業で手当してただけでは、週の時程にゆとりが生まれにくいというふうに、校長先生方はおっしゃっている。その先生方のおっしゃっていることと、事務局の考え方の違いというのか、そこをちょっと教えていただきたい。

教育指導課長

授業時数だけで言うと、夏休み中に25時間授業をしていた分を、今回、夏休みをもとに戻すということなので、その25時間相当の部分を年間の土曜日の中に振り分けるという考え方になる。

ただ、そうやって移しただけで、ではほんとうに月曜日から金曜日までの、例えば教員の勤務の中でゆとりが生まれるのかということ、ただ移しただけではだめだろう。移したことによって、その移した分、例えば土曜日の授業の後の時間をどういうふうに学校が有効に使うか。例えば土曜日を一日勤務にして、月1回の土曜日の午後に一定の1カ月分の会議をやってしまうということをやれば、月曜日から金曜までに会議を持つ必要がなくなるので、当然そこでゆとりが生まれてくるだろう。

そういう発想ができるということと、あと、単に移しただけではなくて、今まで以上に会議の持ち方とか組織の持ち方を工夫して、あまり会議を頻繁に行わなくても、学校運営ができるような工夫を、より一層、今回の変更とあわせてやっていくことによって、月曜日から金曜までのゆとりが生まれるのだという説明を、教育委員会から校長会にして、校長会も理解をしたというところである。

安藤委員

ありがとう。

委員長

私も質問させていただきたいのであるが、今のご説明は、この提案を見ていると、

全体的に教員の側の、学校運営とか研修の時間を確保するための変更のように、ちょっと感じられるのだが、子供たちの学力の定着や向上を図るということで、まず第一に大事なのはやっぱり授業日数を、ゆとりの時間を持ってできることが、私は先決ではないかと思う。夏休みの期間をせっかく今度はもとに戻して、土曜日に授業をすることにしていくのであれば、授業時数や授業日数が増える方向でぜひ検討してほしいと、私は強く思っている。

今回、この意見を見てみても、小学校の3番と4番、中学校の3と4についても、ここは授業時数を増やしてほしいという意向が出ている文言だと私は思う。今回ご提案の、年間11回とれるところを8回に抑えていること、原則を3時間授業として4時間授業を原則にしていない点は、どういう根拠で、そのようにされているのかと思う。私は4時間にすれば、もう少し時間がとれて、時程の工夫も、平日とは違う、休み時間などをすごく短くすれば、現在も各学校で行っていて、12時前に授業を終わることも当然できるので、そういった方向のほうが、あえていいのではないか。

それから、教員の週休日の振りかえをとる関係で、8に抑えてあるのかなどと思ったりののだが、そうすると、この月の選び方がどうなっているのかということがある。結論としては私は、どうにか時数を増やす工夫としたら、この8回をもうちょっと増やすとか、原則を3時間ではなくて4時間にする形の方向が、何かとれない理由があるのかということで、ちょっとその根拠を教えてください。

#### 教育指導課長

今回、この意見に対して、お答えをするということで、教員の勤務のお話をしたけれども、前回の資料にあるように、今回の教育課程の改善の目的は、新しい学習指導要領になって、新しい内容を、きちんと子供たちに授業の中で教えていくためには、教員の指導力の向上が欠かせない。その教員の指導力の向上、授業の工夫ができるような、やはり時間を生み出さない限り、授業の質は高められないので、そういう部分において、今回こういう改定を行うことによって、先生方が子供と向き合ったり、先生方同士が授業の質について、授業の工夫について考える時間を少し持てるようにすることが、ひいては子供の学力の向上につながるのだということが、まず大きな目的としてある。であるから、教員の勤務のことも当然出てくることなのだけれども、大きな目的としては、やはり授業の質の向上をねらったのが、今回の改善案ということである。

それから、3時間、4時間ということなのだけれども、まず基本的に3時間としたのは、中学校は通常の時程でやっていたら、50分授業であるから、3時間しか組めない。4時間になると、半日の場合は勤務時間をオーバーする。4時間勤務となると無理である。時程を工夫すればできるけれども、であるので、中学校のことも考えて3時間としているが、小学校については4時間は当然可能である。そうすると、小学校の場合には8回やると $4 \times 8 = 32$ で、32時間で、今までより授業数が増えることになる。夏休みを短縮したとしても、授業時数は多くなる。さらに、今年度からやっているけれども、都民の日と開校記念日の2日間は、授業をすることができることにしているので、こういった部分を使うと、これまでよりもかなり授業時数を増やすことは可能になる。

それから中学校においても、勤務時間を考えれば3時間になるが、朝の始業の時間を

若干工夫して早めることによって、4時間入れることは可能だと中学校も答えているので、4時間を入れることにすれば、授業時数はかなり増えるかということになる。ただ、普通の時程で組んでいったときには、やはり半日勤務とする場合には、3時間が妥当だろう、原則だろうということである。ただ、先ほど言ったように、土曜日も一日勤務になれば、当然4時間組んでも全然問題ないわけで、そういった状況があるので、いずれにしても、さきほど言った都民の日、開校記念日、こういったところを合わせると、今までよりも授業数は増やすということで考えていくことは、十分可能になるのではないかと考えている。

ただ、授業時数をどんどん増やすことで、逆に今度は月曜日から金曜日までが、またきゅうきゅうとなるような状況は、今回の改定では先生方が授業の準備をし、授業の質を高める工夫をする時間を生み出したいと考えているので、その辺のバランスを考えたときに、年間8回ぐらいが原則としては妥当だろうというのが、小・中の校長会と検討した結果である。

以上である。

#### 委員長

私は、当然、教師の資質の向上、質のための時間を生み出していると、初めから認識していたので、さっき学校運営と言ったので、ちょっとそういうふうを受け取られたかと思うのだが、教師が11授業をすることが当然だと思うが、なおかつ私は、いろいろな子供がいるわけであるから、時間的なゆとりがあることがほんとうに、それよりも増して大事ではないかというのを、ちょっと強く感じている。

昔、5日制の前の6日間授業をしているときには、かなり標準時数よりも余剰の時間がたくさんあったために、いろいろと学校の中で行事も行われたし、個別指導ができる時間もあつたり、子供にしっかりと教えようという、時間的な保証はかなりあったと思う。それが隔週になって、きつくなって、全部土曜日がなくなってさらにきつくなった。そこで、学校などでは学校行事とかを随分減らしたり、いろいろなものをスリム化して、かなり授業時数もぎりぎりという感じで、あまりゆとりのない中で、教えてきたということを実感している。

今回また、それに加えて、授業時数が今回の学習指導要領の改訂で増えたとはいえ、学習内容はさらにもっと増えている感じもあるので、せっかく今まで夏休みを減らすことで、前回までは制約があつたので、そういう選択しかできなかったのだと思うのが、今回、土曜日という形が活用できるのであれば、8回といわず、もう少し踏み込んで、11回、10回やったほうがいいのかと、私はちょっと思っている。子供の生活のリズムからいっても、この月はある月、この月はない月というよりも、年間を通した中で、夏休みは当然ないけれども、第2土曜日は学校がある日だとなっていたほうが、子供の生活のリズム、家庭の生活のリズム、それから地域の方々の認識も、わかりやすくしていくのではないかと思います。

教員の週休日の勤務の振りかえのために、長期休業中にその振りかえがとてもできないので、8回に抑えたのかと、ちょっと私としては考えていたが、妥当なところが8回だとなってくるとすると、今年度に関しては、夏休みの5日間と、都民の日と、開校記

念日にも当然授業をしてもいいと、今年はなっていたわけであるから、そのプラスアルファの部分については、今年度も来年度も変わらないわけである。だから、25と24だろうか。3×8=24だ。そこでやったら、とんとん、ちょっと少なくなるぐらいかと思うので、いかがなものかと思って、少しでも授業時数を増やすことが、もちろん教師の側の質の向上の手当でも大事だけれども、より大事ではないかと、私としては、今、思っているけれども、いかがか。

#### 教育指導課長

授業時数を増やして、たくさんある授業時数の中でゆとりを持って、子供たちに学力を身につけさせていくという考え方は、とても大事な考え方であると思う。今回のこの8回については、1つは夏休みの短縮部分の相当部分をという8回ということもあるけれども、今、お話の中で出た、やはり教員の勤務の振りかえもある。実は、この勤務の振りかえが増えると、夏休みとか冬休みに振りかえることになるので、そう考えると、例えば小学校の先生も、中学校の先生も、夏は水泳指導であったり、中学校でいえば部活であったり、サマースクールであったりということで、学校の取り組みとして、夏にかなりいろいろなことを入れている。であるから、そこに今度、振りかえの休みをとらなければいけないということになると、逆に、例えば初任研だとか、10年研とかというところに当たった教員は、さらにその休みをとった上で、そのあいたところに研修を入れなければいけないということで、回数が増えれば、非常に厳しくなる。夏休みに振休を非常にとりにくくなるということも、実は中学校などは特に言われている。

もう一つは、8回にしたというのは、6月から2月までの連続の月で8回にしたのだけれども、実は第2土曜日ということで一律に決めたときに、4月は第2土曜日がもう年度の一番最初の始業式、入学式の始まった週だったのである。であるから、始まった週は、小学校1年生や中学校1年生も非常にまだ緊張した、始まった週、スタートだということなので、4月については一定休みをとって、少し休みをさせたほうがいいのではないかと。5月については、実は第2土曜日がほとんどゴールデンウィークからの続きになる土曜日になる。そういうことを考えると、ゴールデンウィークの中でのということもあるので、やはりここも授業は入れないほうがいいのではないかと。それから3月については、今回の土曜日授業は、当然、学校5日制の趣旨を堅持してやっているの、保護者や地域の方に見に来ていただきたいということをやっているの、3月はそうでなくても、いろいろな年度末の行事の中で、保護者の方が学校に来る機会が非常に多い。そういうことを考えると、3月も抜いたほうがいいということで、校長会との協議の中では、6月から2月までの8回がいいのではないかと、今は案になっているということである。

#### 委員長

もうちょっと確認なのであるが、今の、こちらの意見については、もう少し増やしたいというような、1番の(4)の、こういう意見がある。でも、こちらが出された8回というのは、校長会との協議の上での8回という、そこが妥当であろうということか。

#### 教育指導課長

ここに出ているのは、校長会との協議の中で出てきた意見で、校長先生方の中には、こういう意見を持っている先生がいたということである。先ほど私がお説明したのは、こういった案をつくるに当たって、校長の役員会と何回か協議をしているのだけれども、役員会の中では、先ほど私がお説明したような案がいいだろうということである。

#### 委員長

わかった。いろいろな要素が絡んで、8回という線が出てきたのかということで、多くの意見とまとまった意見とはまた、その辺のところはちょっと見えない部分もあったので、回数にこだわったけれども、気持ちとしては、やっぱり授業時数をたくさん持ちながら、ゆとりを持って授業をしていくことはとても大事なことだと。今回の手直しで、またすぐに何か手直しをしなければいけないというようなことに、ならないようにしたいということをごく思っているものであるから、前回、大丈夫かという、ちょっと発言をさせていただいたのであるが、皆さんいかがか。

#### 外松委員

大体伺っていて、今回ここに提案されているのは、よくよく話し合いを重ねられた上でのことなのだということが、今の課長のお説明でも非常によく伝わってきている。

今、何回かやりとりがあった、回数であるけれども、3月は確かに保護者の方も学校に多いということもあるけれども、もし、もうこれで、来年度から土曜日授業をやっていくことになったら、それは学校独自の考え方なのであろうけれども、学校の中でも、どうやって、地域の皆さんに子供たちの実態を見ていただく場をつくるかというのも、いろいろ多分考えて設定なさると思う。そうすると毎回毎回、そうやって地域に開くとか、全学年をやるという考え方もあるであろうし、例えばそんなに年に8回とか9回とか持てるのだったら、年間の中で、この月は低学年とか、この月は中学年という感じで、ゆったりと保護者の方に学校にいらしていただいて、いつも大勢でがやがやどやどやという、そういう公開授業日でない感じで、お子さんの授業をゆっくりと見ていただくなどという、そんな案ももしかしたら浮上してくるか、そういうことも思う。

あと、3月は結構、卒業式とか、小学校であると6年生を送る会とか、2月の終わりぐらいからやるのだけれども、そこに大体毎年風邪がはやって、学級閉鎖とか学校閉鎖とか、そういうことで授業のずれ込みとか、とても懸念される時期でもあるので、逆に3月は設定しておいて、そういう微調整もできるほうがいいのかとも、ちょっと考えている。4月、5月、8月はご説明のとおり、ああそうかととても納得できたのだけれども。

続いて、工夫してというのは、先ほどご説明いただいたように、土曜日だけ時程を変更してやるという、そういう、あまり午後にかからないようにするというふうに、小学校も中学校も考えればよるしいということか。

#### 安藤委員

私も委員長と同じ意見で、あまり毎年変わるの、できるだけ避けたほうがいいと思

う。なので、もし、これで、やっぱりもうちょっと必要だったかと思うことのないように、しっかりと時間数は確保しておいたほうがいいのかと思った。特に、小学校は4時間でできるけれども、中学校は3時間ということなのであるが、私が思うには、中学校のほうが今までさんざんゆとりでやってきた、のんびりしてきた子供たちが、急に新しい指導要領でがっとう勉強させられるとなると、そこでまた、何というのか、負荷がかかっているの、やっぱり委員長がおっしゃったように、ただ時間をとるだけではなくて、全体的なゆとりがあったほうが、子供たちのためにはなるのかと思う。

それから、給食を実施し、一日授業をしたいと中学校の校長会から意見があるけれども、これはできるのかどうかということが1つ質問である。

もう一つ、地域・スポーツ団体・育成にかかわる団体に対しての説明というところで、これは具体的にどういうふうにしようかとかということも、考え始めていらっしゃるようであれば、そのあたりも教えていただきたいと思う。やはり何が一番大事で、何を何のためにというのが、先ほど指導課長が何度もおっしゃってくださったが、そこをしっかりと示して、でもちょっとぎりぎりみたいなのではなくて、子供たちの学力の定着だったり、教員の指導力の向上だったりということを考えるのであれば、もっとしっかりとって、もうこういうふうにやるとしたほうが、納得してもらえるのかと思った。

#### 教育指導課長

給食については、全くできないということではないのだけれども、当然、今度はそういう給食の主事さん方の勤務の振りかえ、この勤務の振りかえは、教員とまたそういう主事さん方、区の職員の方とで違うので、そういったところでも調整が必要になってくるのであるが、現在の段階では、第2土曜日ということで、全小・中学校、同じ形にして、給食のあるなしについても、ある学校はあり、ある学校はなしという形ではなくて、どの学校も同じ形にしたほうがいいだろうという中で、給食なしで行こうというのが、今の案である。

まず地域のスポーツ等については、これから担当の課長とも相談をしていくけれども、特に校庭の使用が第2土曜日の午前中が例えば授業ということになれば、そこを今まで使っていた団体が使えなくなるので、そういった部分についての工夫をどうするかといったことについて、説明していくことになると思う。

授業時数を増やすことと、教員が授業の準備をするというバランスを非常に考える必要があって、授業時数を増やすということは、子供にとっては非常にゆとりを持って勉強できるというよさはあるのだけれども、やっぱり決められた月曜日から金曜まで、月1回の土曜日を使いながらも、授業をやっているということは、教員にとってはその授業の準備をする時間が一つ一つに必要なわけで、ただ単に量だけ増やすというだけではなかなか、子供の学力という意味では厳しい部分があるのか。量も増やすけれども、でも一つ一つの時間の質を高めることも、考えていかなければいけないので、ある意味、量的なことと、先生方が勉強して授業の工夫をできる時間をつくることと、この両方を考えていかなければいけないのかということで、今、現在、こういった案になっているということである。

#### 天沼委員

P T A 連合会の最後の主な意見の中に、地域とのつながりを深める教育活動がいわれているけれども、大学などの場合は、集中講義で1つの科目をばーっと、2日、3日でやってしまうということがあるのだけれども、例えば小・中学校の総合的な学習の時間などに、土曜日を1日ばーっと使ってしまって、地域の方と入ってやっていく、そういう時間割を、集中的に特定の科目でやるという形は、毎週ではなくて、可能なのか。

#### 教育指導課長

それはもう十分可能で、実際そういう話は出ていた。そういう活動を土曜日に入れたい。具体的に出ていたのは、例えば今まで道徳の地区公開ということで、道徳授業を全校で公開するというをやっているのだけれども、今でも土曜日にやっている学校はあるのだけれども、平日に実施している学校が多い。道徳みたいな授業こそ、土曜日に実施して、保護者や地域の方にも見てもらうことで、今の子供たちの規範意識について考えるきっかけになるのではないかと、例えば土曜日授業になったときには、道徳公開などは積極的に入れたいというご意見もあった。

#### 安藤委員

第2土曜日ということであるけれども、これは理由があるか。第3、第4という可能性はゼロか。先ほど、ゴールデンウィークと重なったりとかというところで、ちょっと思っていたのだけれども。

#### 教育指導課長

校長会が、いろいろな部活であるとか、さまざまな事情を考えたときに、第2土曜日都合がいいと言っていたのであるけれども、確かな理由はちょっと記憶していないのだけれども、今、ここで言っている土曜日授業は、要するに子供が振りかえ休業をとらない土曜日授業を、第2土曜日にやろうという話をしている。振りかえ休業をとる土曜日授業は、別にこれ以外にやってもだめとは言っていないので、例えば運動会を考えると、5月の終わりに多くの小学校が運動会をやるのである。中学校もあるけれども、これは多分、今までどおりやるのだと思う。ただ、それは子供は休みをとるのであるから、ここの中には回数は入っていないけれども、そういうことを考えて、最後の土曜日はいろいろな行事で使ったりしていることもあるので、通常の授業ということであれば、第2土曜日都合がいいというような、そういう考え方があったように記憶している。

カレンダー上、第1と第4は、いろいろ休みがあったり、休日が入ったりという、そういうこともあるので、第2土曜日が都合がいいという話なのである。

#### 委員長

土曜日の使い方について、今、振りかえをとるものは今までどおり可能だという。逆に、この斜線が引いてあるところに、学校独自で8回を超えて、土曜日に振りかえをとらない、子供たちが平日に休まない授業を行うことも可能なのか。

教育指導課長

振りかえをとらないのであるけれども、第2土曜日に持ってくる授業によって、どうしても休みをとったほうがいい授業を持ってくる場合には、教育委員会と相談しようということなのである。原則は振りかえ休業日はとらないというのが、第一である。

委員長

私が言っているのは、斜線が入っている月に、土曜日に学校の裁量で授業をやって、振りかえないこともできるのかという。

教育指導課長

ここで言っているのは、8回が原則で、8回以上と言っているので、それは可能である。

委員長

そうなのか。

教育指導課長

可能である。8回というのは、この8回は必ず全校、全小・中学校が同じ日に振りかえ休業日をとらない土曜授業をやろう。それ以上やるという場合については、それはもう今までどおり、学校の裁量でできる。

委員長

そうすると、4時間にするも、8時間にするも、それから8回以上にするも、学校の必要に応じて、裁量でできるということなのであるか。

教育指導課長

ただ、中学校の場合には部活の絡みで、いろいろな練習試合とか、そういうのを組んでいるので、むやみやたらに、では自分の学校はどんどん入れていくというのは、なかなか難しいかもしれない。部活全体の、中体連関係の大会とか、そういうの見据えながらやっていくということになるので、むやみやたらには難しいかもしれないけれども、今現在の提案も8回以上という形で、最低が8回である。

委員長

少しわかってきた。

教育長

今回、私たちとしては、土曜授業に相当の決意を持って踏み込んだわけである。そういう意味では、今回は、かなり丁寧に校長会と話を進めてきていた。そういう意味では、校長会もさまざまな意見が当然あるわけだけれども、最大公約数というか、最低限のと

ころについては、教育委員会としてしっかりと仕切っていくという考え方のもとにやってきたわけである。

今も、ちょっと説明の中で、教育委員会として統一的な部分はどこまで、各学校の校長先生の裁量の部分はどこなのかということが、ちょっとあいまいな部分が実はあって、その辺のところは、これからもさらに詰めていかなければいけない部分なのかと思っているけれども、そういう意味では、私ども教育委員会としてはある意味では、この部分だけはしっかりと守っていただきたいというのは、ありていに言えば、6月から3月まで、2月までか、その毎月第2土曜日はしっかりと振りかえ休日のない授業を行っていただきたいと、これは統一である。そういう意味では、それがあある意味では教育委員会としての最低限の指示というか。あとの部分については、いろいろな学校の判断なりが当然出てくると思うので、そういう部分については各学校の判断で、やれるところとやれないところと当然あるので、あれであるけれども、裁量の部分となるのかと最終的には思っている。

やっぱり8回という問題については、今、先ほど委員長からも、またほかの委員さんからもあったように、どうせやるなら、もうちょっとというお話も確かにあったし、また何回も何回も毎年毎年変えていくのもいかなものかという話も、私もどうかと思うけれども、ただ、今回かなり土曜授業というものを踏み込むときの、基本的な考え方としては、やはり週5日制という考え方そのものは、依然として残っているわけである。

完全週5日制にしたときに、地域の方々も一生懸命受け皿になろうということ、スポーツ団体が地域で活動をしているわけではないか。その方々にとってみれば、第2土曜日とはいえ、今度は授業で、校庭とか体育館を使うことになってしまうから、今度はせっかく受け皿として活動してあげたのに、その分はなくなってしまうということもある。その調整が実は結構、これから大変なのである。

要するに第2土曜日に、地域で、小学校の開放事業で小学校を使っていた、例えばサッカークラブだとか、野球クラブだとかいうところに、これからは授業をやると。当然、子供のためであるから、子供が学校に戻ってくるわけであるから、それはもうご理解いただかなくては、それは当然そうなのであるけれども、でもやはり丁寧な説明が当然必要になってくるだろうということとか、やはり先ほど言った、8回がいいのか、9回がいいのかということについて、丁寧に校長会で話し合った結果として、8回が最低ラインとして、教育委員会として仕切る部分としての8回というところで、今回ここに至っているということだけはぜひご理解いただいた上で、その上で、各学校において、さらに教育活動を充実させていくという判断で、プラスしていくということについては、ある程度、学校にお任せをするという部分があってもいいのか。私としてはそう思っている。したがって、教育委員会としても、前回、ご提案した原則的な考え方については、ぜひご理解いただきたいと、そういう思いである。

委員長

ほかのことで、何か。

天沼委員

以前、土曜日は月2回授業が行われていたときもあったと思うのだけれども、それは随分ゆとりがあって、授業時数が確保されていたということになるわけである。そうすると今回は、教育課程の質、量ともに増えながら、この8回だけということになると、あまり先ほどのご意見いろいろ出ているけれども、子供たちや先生方の教育活動や学習活動のゆとりという面では、まだまだ少し足りないのかという印象を持つ。

先ほど、集中講義などのお話をしたけれども、会議の時間も必要であるし、そういう可能性もあるということのお話をいただいたけれども、校外学習などもあるし、いろいろ、やっぱり授業時数は確保しないとけないので、例えば週5……、今、教育長から8回と言われたけれども、何というか、午前中だけではなくて、午後もやっぱりある程度、先生方の勤務時間として考えておいたほうが、そういう意味では確保しやすい。つまり会議の時間などを持ってるのはないかと思うのだけれども。子供たちは、やはり給食の問題もあるので、なかなか難しい面もあると思うのだが、先生方の土曜日の出勤した日の午後、せっかくお見えになっているので、いろいろ研修であるとか、会議であるとか、いろいろな予定を入れていただくような勤務形態にしたほうが、ほかの月曜日から金曜日の間のゆとりが生まれるのかと、今、思ったのだけれども、いかがなのか。

教育指導課長

校長会といろいろ話をする中では、当然先ほどのこの中の意見にもあったけれども、月から金を有効に使うためには、やはり土曜日の午後にぜひとも使いたいというのが、大方の校長先生のご意見だった。土曜日の午後に行って、一月の中で必要な会議を入れて、そこでやることによって、月曜日から金曜の時間を生み出したいというのが、通常考えることであるので、おそらく多くの学校がそういう形をとるのではないかと。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

それは学校の裁量でやるということか。どちらかを選ぶということで。

教育指導課長

はい。

委員長

ほかにご意見はあるか。

外松委員

全くどうなるかがわからないことで、果たして声に出しているのかと思っているのだけれども。久々に土曜日に、月1回であるが、これから先、授業をやっていくわけである。もしかしたら、簡単でもいいから給食を出してほしいなどという、そのうちに親御さんのニーズも出てくる可能性はあるかと。そんな心配は要らないのかもしれないけれど。

ども、少し思っている。

それから、そうなったときに、それぞれ給食費は値上げはせずに上手にやりくりして、しかも短い時間で食べられるような、簡単な何か、ランチみたいなのを、数年先にはもしかしたら、検討しなければならない事態になるのか、こんな時代だから何か、そんな覚悟も必要かと。余談になったが。

委員長

ほかの方はいかがか。

それでは、ただいまいろいろご丁寧にご説明いただいたので、これで了解ということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

おおむね、今回の提案に賛成していただいているようであるので、平成24年度の教育課程については前回提出された方針に沿って、進めていくということによろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのように決めたいと思う。なお今後の手続として、事務局においては、実施のための規程整備や関係各所との調整、周知など、必要な事務を進めるよう、お願いしたいと思う。よろしく願います。

#### (4) 組織改正について

委員長

それでは次の協議案件である。組織改正について。この協議案件については、これまでも報告されている区の組織の改正の方針や、検討内容を受けて、教育委員会においても協議を行うものである。

生涯学習については、昨年、これからの生涯学習のあり方についてということで、既に協議を進めている。具体的な実施時期が近づくまで、一時協議を中断していた。今回、子供にかかわる分野も含めた教育委員会にかかわる組織改正について、改めて協議案件として、審議していきたいと考えている。

では資料が提出されているので、説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員からご意見、ご質問を伺いたいと思う。

教育長

今、課長から説明があったのだが、組織の問題については7月25日に、この委員会に素案を出させていただいて、いろいろご意見をちょうだいした。今、課長から話があったように、今現在はパブリックコメントをやっている最中で、30日まででいろいろな意見をいただいて、さらに素案から案にしていく。これが区の今の方針である。

その後、教育委員会に区長から協議依頼がくる手はずになっている。協議依頼が来て、協議をしていくということになるのだけれども、ある意味、時間的な、その辺の余裕というものがよくわからないので、我々としては大変重要な問題であるから、今回から協議案件に挙げさせていただいて、区長から正式な協議依頼は来ていないのだけれども、十分、中身を協議していきたいということで、協議案件とさせていただいた。

前回の素案がベースで、今日、お示した資料はそれぞれの専門部会でたたいてきた経過の中の話なのだけれども、かえてこちらのほうが細かくて、いろいろな協議をしていく中身としてはいいかなと思っている。ぜひ、読んでいただければと思う。ただ、かなり、何というのか、ポイントが多過ぎるので、ではどれを教育委員会で協議していったらいいのかというポイントが、なかなか絞りづらいかということもあるので、とりあえず今日のところは、委員長の仕切りで、それぞれ各委員さんのご意見をいただいた上で、また焦点を絞りながら協議をしていただければありがたいかと思っているので、よろしく願います。

委員長

それでは、全体的な中でご質問やご意見を伺いたいと思う。

外松委員

まずは感想なのだけれども、最初の資料1-1の、子ども施策の5ページのところで、組織構成の考え方とあって、幼保小連携をする、そういう組織を新しくつくと。これはほんとに画期的なことだと思う。こういうふうにつながることで、子育て中の各ご家庭のニーズにもより沿うことができるようになるのではないかと思う。なかなか課題がたくさんあるかと思うけれども、こういう組織ができていくということは、練馬の区民にとってほんとうに子育てがしやすい環境が整うのではないかと思う。

ちょっとお伺いしたいのだけれども、6ページの後半、イの今後の対応の下のほうである。平成24年4月からはすべての学童クラブ職員を子育て支援課の所属とする。そして、その次に、地区区民館と厚生文化会館の学童クラブ職員については、当面の間、地区区民館及び厚生文化会館職員と兼務させるとなっているのだけれども、申しわけない、私は認識がちょっと甘くて、地区区民館にも学童クラブ職員がいらっしゃると現状をとらえていいのか。

庶務課長

地区区民館にも、学童クラブがあって、学童専門の職員がいる。なおかつ厚生文化会館にも同じように学童クラブがあるので、そちらにもいる。現在は、それぞれの所管が異動であるとか、管理をしているところだけれども、やはり学童クラブ関連の部分で、何というか、一体的な管理が必要になるということで、さまざま検討があったのだけれども、一応、一元的にいわゆる子育て支援課にすると、やはり地区区民館なり厚生文化会館、現場との連携であるとか、すり合わせであるとか、その辺も必要になってくるので、当面は兼務という形で、やっていこうということで整理したところである。

以上である。

外松委員

そうすると、現在も地区区民館としても、職員としても業務もしているのだけれども、学童クラブの時間が来れば、そういう子たちの対応もしている、働き方としては、そういうことになるのだろうか。

庶務課長

地区区民館の学童の職員は、基本的にその学童クラブ担当については、子供の処遇を専門にやる。もちろん館全体のお祭りであるとかがあれば、お手伝い等はあるけれども、基本的には学童クラブ担当は学童に専念という形になっている。

外松委員

わかった。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。

天沼委員

今回、子ども関連と文化施設関連ということで、非常にすみ分けができてきて、わかりやすくなってきて、区民の方々にもよく利用しやすくなるのではないかと考えている。ただ、非常に課題が多くて、いろいろ考えなくてはならないことがいっぱいあるのかと思うが、例えば子ども関連のほうで、親の就労形態、おそらく母親の就労形態だと思うのだけれども、それがいろいろ変わってきているということで、それに合わせて支援体制も変わっていかなくてはならないということで、3ページで、やっぱり子供たちの問題も不登校やいじめも、それが思春期以降になって、いろいろな社会的不適応行動の原因になっていくという考え方、一貫性を持って子ども支援体制を築いていかなくてはことで、連携イメージということはあるのだが、その下の、いわゆる3ページのところの家庭、地域で支援ということなのだけれども、母親も働きに出て地域にいない形が出てきているのではないかと。

そうすると地域のだれだということ、自営業の方であるとか、退職されたような方で、そうすると地域における支援の相手というか、主として連携協力体制として、だれが考

えられるのかということで、ますます女性の就労が進むことによって、実際問題として、そこが手薄になってくるのではないかと思う。その辺の連携イメージは、確かにすごく大切なことである。家庭と地域と保育園、学校が連携しながら、また幼児期から思春期をずっと連携し続けることは大切なことなのであるけれども、その辺の具体的なイメージを、だれを相手に、どなたが連携していくということを考えているのか。具体的なことになるのだが、いかがなのか。まず1点お聞きしたいと思う。

#### 庶務課長

こちらについては、子育て関連施策に入ってしまう部分があるけれども、今、考えられる、地域における子育て支援といった中では、やはり現在でも地域で子育てを支援するというところで、各種のコミュニティ団体であるとか、そういったものも活動しているところはある。それから、あと、何というか、いわゆるいじめ問題については、民生委員さんの中での、主任児童委員ということで、地域で入っている方々がいらっしゃる。そういった方との連携も、やはり必要になってくるかと思う。いじめ問題にとっても、やはり学校との連携も必要になってくるので、地域の方が支援しやすい体制というのか、そういったものは1つ、組織を統合した中で、積極的に進めていけるかとは考えているところである。

#### 天沼委員

子ども関連の専門分野と、文化施策の専門分野と、どちらにも上がってきているのは、子どものほうは6ページに大きく出てきている、ニートやひきこもりの問題である。文化施策は、やはり6ページ、(4)の青少年対策で、ニート・ひきこもり対策という言葉が出てきている。どちらにも上がってきていることなのである。ここで出てきているニート・ひきこもりというのは、大体何歳ぐらいまでの人を想定しているのかということと、おそらく30代も含まれるのだらうと思う。そうすると、そういう人たちが、ますます孤立化を進め、社会から離れていく可能性もあるわけで、そうすると、ここは両者手を取り合っというのか、分野に分けられない対応策というか、まずは聞きたいのは、何歳ぐらいまでを想定していらっしゃるのかということ。協力体制、この辺のことも。

#### 生涯学習課長

まず、何歳ぐらいということなのだけれども、今現在、ニート・ひきこもり対策ということで、国の施策についてはおおむね30歳ぐらいまでということで、厚生労働省所管で出している報告などには載っている。ただ、私ども生涯学習課で、平成20年度から、若者スタート支援事業ということで、現在、青少年館で事業を行っているが、こちらについては、当時18年から20年にかけて有識者会議を開催して、その中で卒業して15歳、16歳から39歳までという対象を、ニート・ひきこもり対策という中で実施しているというのが、対象年齢である。

2点目の、報告書が2つに分かれてあるけれども、特に文化芸術関係の6ページで、青少年施策・組織のあり方ということで書いてあるが、主にここに書いてあるとおり、いわゆる青少年に関する取り組みということで、これについては、今現在、生涯学習課

で、青少年館で主に取り組んでいるけれども、青少年課と一体になって子ども家庭分野の組織に帰属することになるので、報告は分かれているけれども、最終的にくつつくところは1つ。その課の中で一体的にやっていきたいという内容になっているということ。以上である。

#### 天沼委員

子ども施策の7ページのイのこども発達支援センターの中に、障害者のことで、生涯を通じて成長段階に応じた一貫した支援、やはり障害のある方に対する支援は、もちろん幼児期からずっと続けていかなければいけないと思うのだけれども、そうすると成人期になると、働き口というか、社会に出ていく、生活自立というか、経済的な自立も考えていかななくてはならなくなる。そうすると、子ども関連というところから、また少し就労支援というか、もしかすると働き口をどういうふうに開いていくのかという話になって、そうすると、かなりこども1つの領域ではない支援、さまざまなところからの支援が必要になるかと思うのだけれども、いかがなものか。

#### 生涯学習課長

今、天沼委員がおっしゃったとおり、就労支援という切り口で切ってしまうと、これは産業経済で、いわゆるハローワークだとか、そういったところでスタートを展開をしている。今回は青少年館で行っている、若者スタート支援事業、ニート・ひきこもり対策で、39歳までということで実施しているけれども、そういう場に、まず出られない若者というか、そういう社会課題を、生涯学習、社会教育の力で、スキルをある程度、社会適応できるまで持ち上げていこう。そこから就労という最終形態まで行ければ、一番いいということで進めている。

今回については、いわゆる通常であると、大学、高校を卒業して、そのまま就職という活動に入っていくのだけれども、それに入れないで、ニート・ひきこもりという状態になってしまう部分についての手当てを今までしてきた。であるから、かといって、そういう人たちが実例として、平成20年度から開始をして3年間の事業が終わった。今年も引き続き実施しているけれども、その中で実際に就職活動につながった事例も多くある。これについては、ハローワークであるとか、区の就職関係の窓口というか、そういったところに事業連携をして、紹介をしていくということを実施している。であるから、今回の改正によって、青少年課で行っている事業と事務的な支援、それらを今度は青少年館を拠点にして行っていく。その中で特に若者スタート支援事業については、今までより、よりいろいろな方面での連携をしながら進めていきたいという考え方。現在23年度の事業においても、今、実際に今日、先週も実施しているけれども、就活ルームを設けていて、そこで講演会等を実施している。それが終わると、経済課で行っている若者の就職相談会にタイミングを合わせるとか、そういったような連携を今、進めているという状況で、そのあたりについては大きな変化はないのかということになる。以上である。

#### 天沼委員

わかった。ありがとう。

#### 外松委員

今、説明いただいたけれども、ほんとうに区としても、ニート・ひきこもりは、実はその前に不登校の子供たちの実態があって、やはりいただく報告の数を今までも拝見していると、微増ではあるのだけれども、やはり中学1年生から2年生、そして3年生と、やっぱりどうしても少しずつ増えてきている。3年生ぐらいになると、現場の先生方のお話を伺うと、もうほんとうに中に引きこもってしまって、せっかく教育センターとかがあって、もう区としては手厚い、いろいろなスタイル、組織を立ち上げてもらっていて、そこに出向いていけば、何とかなるのだけれども、家から出られないという、そういう子たちが、今、中学生の不登校は非常に増えているという話も伺っている。であるから、今、課長がお話ししてくださったような、若者への対応は、ほんとうに練馬区としてもしっかりと力を入れていかなければいけない部分ではあると思っている。未来ある大事な若い人たちのこれからであるので、その辺もおっしゃるとおりに、ほんとうに連携が必要な分野だと強く思っている。よろしく願います。

#### 天沼委員

子ども施策の5ページの、前から幾度もご報告をいただいている、幼保一元化、認定こども園、ぜひこれは、就学前児童対策ということで進めていただきたいと思うのであるけれども、具体的に連携という言葉が出てきて、これがどこから手をつけていくのか、何から連携を図っていくのかということである。そこがやはり、幼保と、例えば夏休みは片一方は休みで、片一方は母親の就労によって保育をお願いしている家庭があったりとか、また片一方は昼寝がある、片一方はなかったりとか、いろいろ先生方の勤務形態や保育日、保育時間も違っていたり、早朝保育や延長保育があったり、なかったりとか、いろいろ違いがある。要するにどこが繋がられるのか。小学校までつながれるとすると、給食かとも思うのだけれども、どこでそういう連携の切り口を図っていくのかということ、少し入り込んだ質問であるけれども、お聞かせいただければ。

#### 学務課長

今、天沼委員がおっしゃったように、就学前機関としての幼稚園と保育園があるわけだけれども、やはり子供の生活時間帯であるとか、そういった面が大きく違っている。また幼稚園に関すると、区立園5園に対して、私立幼稚園が41園で、私立幼稚園はまた各園の独自の教育に基づいて幼児教育を行っているところもあるので、実際どこから連携の手をつけていくかというのは、難しいかと思っているが、まず区立幼稚園が幼稚園ということで、スムーズに小学校生活へ接続していくというのが、幼小連携の大きな目的であるので、いきなり小学校入学まで何もしないのではなく、5歳児のときに幼稚園から小学校に行って、小学校の行事を体験したりとか、あるいは授業を体験したりとか、そういったことが1つ連携のきっかけというか、区としては考えられるのではないかと思っている。また一方で今、保育園は、なかなか親の就労によって保育時間もお子さんによってかなり違っているけれども、やはり保育園の子供たちも学校に行ったときに、

学校生活にスムーズになじめることが必要であるので、保育園は保育園で、今、幼稚園のところでも申し上げたように、やはり小学校の行事であるとか、授業の体験などをしていく。それを最終的には幼稚園と保育園が独自にばらばらでやるのではなくて、お互い、幼稚園と保育園がどういう形で進めるのが一番いいのかということは、今度は幼稚園と保育園で連携していくということで、このあたりも、まず区立幼稚園と区立の認可保育園できっかけをつくっていく。それをやがて私立に広げていくという形になるうかと考えている。連携をしなければいけないところが、幼稚園、保育園と小学校であったり、幼稚園と保育園の間であったり、さまざま調整する必要があるけれども、組織が一元化することによって、そのあたりの連携検討にスムーズに行くものと考えてみたので、そういったところをきっかけに進めていければと考えている。

#### 天沼委員

よくわかった。先ほど、ちょっと一言、給食かななどと申し上げただけけれども、小学校は勉強するところで、幼稚園、保育園は遊ぶところというか、そうすると、やはりいきなり勉強、もちろん授業体験というものもあるかとは思っただけけれども、そういう緊張せずに学校との連携をスムーズにとれる場所は何かと考えると、給食などがそうかと思っただけであるから、一緒に食事をしてみたい、そういうところから始めていく。そうすると子供たち自身が学校に対する、小1ギャップというか、そういうものが弱まってくるというか、クッションになるのではないかと思います、一緒に遊んだり、一緒に食事をしたりという、そういうところから手をつけていくと、だんだんそのためのいろいろな仕組みから、だんだん学校、保育園や幼稚園との間のつながりができていくのかという、手始めにやりやすいところからやっつけていける方法があるかと思っただけなので、一言申した。

ご説明はよくわかったので、よろしくお願ひしたいと思う。ありがとう。

#### 外松委員

ちょっと教えていただきたいのだが、子供のほうの7ページの、イの(仮称)こども発達支援センター等障害児対応のところであるが、現在の発達支援センターは、それこそ乳児から、母親が気がついた乳幼児から入学前までのお子さんを対象として、たしかいろいろと対応していただいているところだと思っているのだけれども、これから立ち上げる支援センターは、対象年齢をどの辺まで考えているのだったか。

#### スポーツ振興課長

前職がこちらを所管していたので、担当課長がいないので、私がお話しさせていただく。こちらは(仮称)こども発達支援センターであるが、外松委員がおっしゃるとおり、中村橋の身障センターについては、多くが就学前のお子さんということで、今回、計画されている(仮称)こども発達支援センターについては、いわゆる18歳までということ想定したセンターである。

以上である。

委員長

ほかにかがが。

安藤委員

子ども施策についてであるけれども、子ども関連事業を1つにまとめて、幼稚園や保育園の人たちから、青少年期までということで、教育委員会のその期間にぜひかわりたいという思いが強かったと、前任の教育委員の方からも伺っているので、ほんとうにうまくいってほしいと思うし、5ページの幼保小連携推進、組織的一元化だったりとか、9ページの子ども総合窓口の設置などは、ほんとうに悲願だった以上、うまくいってほしいと私は思った。

一方で、今、組織改正をしようとしているところに、ちょっと水を差すような意見になってしまうかもしれないのだけれども、移管していく中で、何というか、今まで連携ができていなかったりとか、区民の方にわかりにくかったからという理由で、こういう組織改正をしているとなっているのだけれども、今度、組織を見直す上で、教育委員会から離れていく部署があるという中で、今まで教育委員会に強くかかわってきたスポーツ関係だったりとか、図書館関係だったりというところは、やはり今まで教育委員会だったから子供のときから大人になるまで一貫して、そのスポーツを振興させていこうとか、かかわっていこうとかという理念があって、多分、立ち上げられた組織だと思うのだけれども、そこもまた、所管が変わるということにおいて、うまくちょっと言えないのだけれども、やっぱり連携が必要なのだということを、うまくいってほしいという、申しわけない、あまりうまく言えないのだけれども、今までだめだったから変える、だったら、今度、変わってもまた、連携がうまくいなくなってしまうと、組織改正はあまり意味がなくなってしまうと言ってしまうと、言い過ぎだと思うのだけれども、そのまま連携というところを、ほんとうに強く区民の方を思ったり、子供たちのことを考えていく上では大事なのかと思って、すごく考えられていると思うし、効率的なのかとも思うのだけれども、細かく見ていくと、大丈夫なのかという事業が、やっぱり先ほど出ているように、あるので、そのあたりをよく検討していただきたいというのが感想である。

教育長

今、安藤委員がおっしゃったのは、まさに大事なところだと思う。組織のことを我々は考えているけれども、組織とかかわりなく子供たちは日々生活しているし、いろいろな問題を抱えているし、またスポーツや文化や芸術においても、子供がかかわっている部分もあれば、大人たちがかかわっている部分もある。それを組織はあちらへ行ったり、こちらへ行ったりということについては、やっぱり非常に大きな問題になってしまう。そこではやはり基本的にはお互いに連携していくことがベースであって、組織を変えるというのは、よりよくしようという思いがあって、組織をとりあえず今回はいじるけれども、ただ、一つ一つの事業については、お互いに関連しているところは、やっぱりあるわけであるから、それはやっぱり連携していかなくてはいいけないと思っている。

例えば、スポーツ分野だったらスポーツ分野は区長部局に行くけれども、だけれども、では教育委員会と全く関係なくなるのかといったら、とんでもない話であって、スポー

ツ関係には、今も私が言ったけれども、子供がやっているスポーツがいっぱいあるわけである。それにはやっぱり我々教育委員会が、連携して一緒になってやっていかなくてはいけないわけである。

逆に子ども分野だって、例えば今度、子ども家庭支援センターが教育委員会に来る。だけれども、では福祉部門と切り離されてしまうのかということになってしまうと、またそれはそれで問題で、保健師さんとか、そういう健康分野の人たちとの間は、当然、そこにはやっぱり連携があって、しっかりと連携した上で、組織はこちらにあったほうがいい、そういう形で運用していかなくては組織改正の意味がないと私は思う。であるから、まさに連携がまず一番大事なことであって、その上で組織的にどちらにあったほうがよりのだろうかということで、今回いろいろな区分けをしたかと思っている。

先ほど来からいろいろ話があって、私も子ども分野に関して言えば、就学前の幼稚園、保育園、そして小学校とのかかわり、これはやはり教育委員会に一体であったほうが、よりやりやすいだろうと思っているし、またやってみたいとも思っている。それから学童クラブとひろば事業、これもやはり前々から懸案で、やっぱりもう少し一体としてできないのかという、子供のためであるから、子供が放課後、あちらへ行ったり、こちらに行ったり、学童クラブの子がいたり、そうではないひろば事業の子がいたりというのが、果たしていいのかどうなのか。これはやはり子供のことは教育委員会一体として所管したほうがいいのではないか。

それから、先ほど天沼委員、外松委員にもおっしゃっていただいたけれども、若者対策。これは意外と今まで、区で少しずつあちらこちらでやっていたのである。これで、果たしてほんとうにいいのか。先ほど、外松委員だったか、おっしゃっていただいた、不登校、ひきこもり、ニートという連鎖をどこか、トータルでやっぱり見ていかなくてはいけない。今まではもうばらばら、不登校は教育委員会、それからひきこもりについては青少年課、あるいはニートについては就職活動ということで、産業地域振興部でやっていた。そういうのはやはりトータルでやっていく必要があるだろうということで、今回、教育委員会で見ようということになっているわけである。

でも、そういう意味では、私たちとしては、教育委員会としては、やっぱりそういう組織が、子ども分野などが私たちのところに来るということの意味をしっかりと踏まえ、またそれがいい方向に行くように努力しなければならぬ。ただ、それだけで済むかという、なかなか済まない。例えば障害児の、障害のある子供たちについては、ではどうするのか。今回は実は、先ほど外松委員がおっしゃっていた、こども発達支援センターとか、そういう障害児については、教育委員会に移さないで、福祉分野に残している。そういう仕切りである。これを見ていただくとわかるのだけれども、障害のある子は、やっぱり小さいころから大人になるまで、ずっと一生を通じて見ていかなくてはいいまいだろう。子供のスパンでみるべきことではないということで、あえて残しているけれども、それもやはり連携はどうしても大事なところである。連携しなくてはいいない。

それから、ある意味、図書館は教育委員会に残るので、私どもに来るのだけれども、今度、公民館とか美術館とか、そういうところは実は区長部局に行くわけである。先般、公民館の運営審議会を開いたのだけれども、やはり区長部局に行くことについては、今、

生涯学習が盛んで、生涯学習を一体的に文化や芸術とかスポーツと一緒にあって、トータルでやっぱり見ていくには、そういう組織改正も必要であるということはご理解いただいたのだけれども、やっぱり公民館という名称については、かなり強い思いがあって、名称は別に変える必要はないではないかという意見もあったりなどしているの、その辺はぜひ教育委員会の中でも議論をしていただきたいと思っている。

それからもう一つは、子ども分野で、児童青少年部の仕事はほとんど教育委員会に来るけれども、そうしたときに教育委員会の制度のあり方として、これも前に申し上げたけれども、それとまた別として、一つ一つ、教育委員会のこの5人の合議制の中にかけて、物事を決めて、事業に移していくという、教育とはちょっとやっぱり違うものであるから、さらにもう一遍教育長に再委任していただいて、教育長の仕切りのもとに、子ども分野については、児童青少年部が今所管している部分については、事業運営ができるようにさせていただきたいということも、今回の提案の中に入っているの、その辺がちょっとポイントかと思うので、ぜひ議論を深めていっていただければありがたいと思っている。

#### 天沼委員

文化施策専門部会の4ページだけれども、見直しの視点ということで、最初に地域づくりの観点の重視とあるが、基本的な考えを読んでいくと、ねりま未来プロジェクトの下に、人づくりと地域づくりを進めるための新施策を展開すると。やはり地域づくりだけではなくて、そこで人々に生きがいをどう創出していくかという、人づくりという視点を、やはり見直しの視点の中には入れていただければと思うのだけれども、地域づくりの観点の重視と、もう一つ、やっぱり同じレベルで、人づくりという、いかがか。

4ページの地域づくりの観点のみではなくて、当然そこで人々が暮らし、育っていく、土とみどりという、以前、生涯学習の理念があったけれども、地域づくりと人づくりということ。

#### 庶務課長

専門部会で、見直しの視点ということでは、一応ここに掲げてあるものを、視点として議論してきたところである。天沼委員がおっしゃった人づくりといった部分で、やはり必要だということもあって、9ページで、イメージでつけたというところで、そこをご理解していただければと思う。

#### 生涯学習課長

地域づくりの観点重視ということであるけれども、その中に当然、学習したものを活かしてというようなことがある。先ほども、公民館の名称の問題もあったが、社会教育施設から生涯学習施設と簡単な言い方をしてしまうけれども、学習の自由度の保証の担保であるとか、そういったご意見もあわせて、公民会運営審議会等でいただいている。そういう中で人づくり、地域づくりという観点を含めて、一つの課題としてとらえているので、先ほど教育長でまとめてあったけれども、ひとつ教育委員会の中でも一定のご議論をいただきながら進めていきたいと考えている。

以上である。

#### 委員長

ほかの方はよろしいか。

確認であるが、子ども施策の10ページの組織図と、文化のほうの11ページの組織図は、今のところ同じものかと思うのだが、点線の囲みが、枠のとり方が違っているのが、ちょっと気になった。

これは質問であるが、教育委員会事務局、これは仮称なのだけれども、教育振興部というのは、学校教育部に大体当たるようなものなのか、それから教育企画課というのが、今の教育指導課に当たるものなのか、ちょっと教えていただきたい。

#### 庶務課長

組織の改正のイメージについては、教育委員会の部分がどこへ行く、子育て支援課の部分がどこへ行くといったことについては、細かい部分は同じである。確かに点線の囲みぐあい、子ども分野では児童分野が全部来るといようなイメージ。生涯学習、文化のほうは、現在の生涯学習と文化がどこへ行くかといった視点でのくくりということで、ご理解いただければと思う。教育振興部については、現在の学校教育部の名称変更ということでご理解いただきたいのと、教育企画課については先ほど来、言っている、幼保小の連携の新たな組織ということで、明確にしたところである。

#### 学校教育部長

この組織構成のイメージは同じもので、それぞれの報告する分野、その分野の違いで点線が違っているというだけである。

教育委員会の仮称であるけれども、教育振興部という形をとらせていただいている。今、学校教育部に図書館が入ってくるといことで、図書館が入ると学校教育といのはなかなか難しいかといことで、少し名称も変更が必要だろうといことで、現在は教育振興部という仮称で置いている。今回の体制に合わせて、教育企画課といところで、これも仮称であるけれども置いてある。これは現在の新しい学校づくり担当課、これを充実改組させたいと思っているところである。

今、庶務課長がお話したとおり、新しい学校づくり担当課の所管している事業のほか、先ほど来、議論になる幼保小の連携を少し所管していただいて、推進していきたいといことと、現在作成している教育振興基本計画の進行管理、そういう意味で言うと教育委員会全体の企画部門を担ってもらおうかといことで、充実させていきたいと思っていて、名前がこれでいいのかどうか、これはまた教育委員会の中で議論していただきたいと思うが、それにあわせて教育総務といことで現在の庶務課の名前も、ちょっと庶務といのがなかなか現代的でない感覚があるものだから、これは区長部局と同じように総務部は総務課、企画課といことで、教育のほうもあわせて、教育総務、教育企画とい形にしたらどうだろう、こんなことで、今回の組織改正にあわせて教育委員会の組織も充実改組したいといことで、お願いしているところである。

委員長

そうすると、教育振興部の中には、この総務課と企画課と、光が丘図書館だけか。ほかにもまだ入るわけか。

学校教育部長

現在ある、ほかの、学務課であるとか施設給食課等は現在と同じであって、これは変わる部分だけということである。

委員長

わかった。ありがとう。  
ほかの方はいかがか。

外松委員

申しわけない。もう時間が差し迫っていて。ちょっと、その連携ということでお伺いしたいのであるが、子ども関連の7ページのイの、先ほどからちょっと話題になっている発達支援センターのことなのであるが、先ほどの教育長のご説明からして、生涯ずっといろいろと福祉部門と保健所に関係があるからということとは、よくわかった。

現在でも、例えばお子さんの医療費の助成を受けるためには、保健所に行ったりとか、総合福祉事務所に行ったりとかしなければいけないわけであるけれども、親御さんの立場に立ってみると、そこでまた新たに子供のことを1からというか、ゼロからその場所でいろいろと聞かれたり調べられたりとか、どうしているかわからないけれども、何かステップを踏んで、初めてその判定のところに至るのか、もうその支援センターでいろいろとやっていただいたことはきちっと資料として、そちらの新たな保健所とか福祉事務所とか、そちらにきちんと届いて、そこが土台になって新たに補助を受けたいという、そのステップに行っていることができるのか。もし現在があまり、それがそうでもないとなったら、立ち上げた段階では、ぜひその辺の連携をやっていただいて、ただでさえ障害があるお子さんを抱えている親御さんは、非常に厳しいので、ここの新しい機関に行ったら、また同じことをゼロから説明して、理解していただいて、いろいろな資料を取り寄せてなどということがないような、ほんとうに機能する連携をぜひやっていただきたいと願う。

委員長

いろいろご意見をいただいた。これはまだ継続して審議していくので、今日はこの辺のところよろしいか。

それでは、引き続き協議を続けていきたいと思うので、よろしく願います。  
この協議案件は「継続」とする。

#### (1) 教育長報告

教育施設における空間放射線量の簡易測定結果について

日本銀行石神井運動場の公園整備にかかる基本設計(案)について

豊玉リサイクルセンター内図書館資料受取窓口の設置について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

光が丘4小学校の建築完了検査について

その他

委員長

次に教育長報告である。

それでは、報告の1番について願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何か、ご質問、ご意見はあるか。

安藤委員

小学校と中学校であるけれども、全体的に見て、小学校はおおむね0.1以下で……、1回だけ秋の陽小で出ている。それ以外はきちんと以下で、中学校は結構0.1以上というところが多い。月が違うので、そういったところも関係しているのかとは思いますが、グラウンドの形状であったりとか、そういうことなのか、そのあたりは検証されているか。

庶務課長

これについては、資料3の(3)で、測定機器ということで記載させてある。東京都から測定機器を借りて、やっているところである。それとともに区でも、同じ機種のものを買って、それを使ってやっているといったところであるが、小学校ではかった機械と、中学校ではかった機械がちょっと別で、機械の、何というか、個体の誤差というものもあるということであり、その関連での誤差であると理解している。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにあるか。

よろしいか。

それでは、報告の2番について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

イメージ図がここにあるのだけれども、ここに街路灯などが見当たらないのであるけれども、やはり防犯対策として、夕暮れどきは少し暗くなるので、必要かと思うのだけれども、どこかにあるのか。

スポーツ振興課長

今回の資料では、申しわけない、街路灯を明記させていただいていないけれども、こちらは当然のごとく、夜間についてもご利用いただく部分が出てくるので、街路灯は整備させていただくということで、土木部とは話を進めている。

天沼委員

わかった。  
以上である。

委員長

ほかにあるか。

安藤委員

まだ先のことなのかもしれないのだけれども、結構広いみたいなので、AEDも何カ所かに設置していただけたらありがたいと思う。

それから質問であるが、石神井公園との連結というのか、行き来ができるようなという話もあったかと思うのだけれども、そのあたりはいかがか。

スポーツ振興課長

AEDである。こちらは現在もスポーツ施設には配置させていただいている。こちらについても配置をしていきたいと考えている。

石神井公園との行き来であるが、先ほどの3ページをごらんいただくと、横の資料であるが、この図の下の部分が石神井公園になる。行き来としては、この図の左一番下のところ、三角形で書いてある、ここに入り口を1カ所、それと反対側の右側の下のところ、こちらに出入り口を1カ所整備させていただいて、石神井公園との連結という形を図っているということである。

以上である。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

この建物の中で飲食が可能な場所はどこに当たるのか。すべてが可能なのか。

スポーツ振興課長

現在の計画であると、7ページをごらんいただきたいと思うが、こちらの真ん中辺に交流ラウンジというところがあるが、こちらの周辺に自動販売機を置くようなことは考えているところであるが、あと、1ページおめくりいただいて、8ページである。こちら先ほどの交流ラウンジと同じような位置であるが、厨房と記載させていただいているが、この厨房については、日常的に使うということではなくて、基本的には多目的ホールなどもあるが、そこでの利用に当たり、必要ならばご利用いただけるということで、いわゆる食事が提供できるという施設にはなっていないということである。

以上である。

委員長

ほかにあるか。

よろしいか。

それでは、報告の3番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問あるか。

外松委員

今、ご説明いただいたように、高野台の利用状況を拝見させていただいても、どんどん増えているので、また新たにリサイクルセンター内にできるということは、区民の皆さんが図書館をより身近に感じて、いろいろ活用できる、ほんとうにいいことだと思う。よろしく願います。

委員長

ほかによろしいか。

それでは、その他の報告はあるか。

庶務課長

資料5である。後援名義の使用承認事業である。23年9月の追加分と10月の実施事業分である。お目通しいただきたいと思う。

以上である。

委員長

その他、報告はあるか。

#### 施設給食課長

口頭で申しわけない。9月16日金曜日の読売新聞の朝刊に、練馬区立小4校舎が違法状態という記事が報道された。その後、土曜日、日曜日及び、朝日新聞の土曜日の朝刊にも記事が出たので、このことについて場合ご報告させていただく。

光が丘地区の4つの校舎について、検査済み証を取得してないと報道されたけれども、このこと自体は事実である。しかしながら手続上の瑕疵はあるけれども、実態としては、区の責任のもとで設計、工事、管理を行い、工事の完了検査を実施し、建設して、開校後も建築基準法に基づく定期点検を行って、校舎を適切に維持管理してきた。したがって、使用上、安全の問題はないと考えている。

このことについては、既に平成20年の11月に教育長から東京都の建築指導課にも報告を行っているところであるし、また統合準備会だよりということで、光が丘の統廃合のときに、説明会の要旨ということで、保護者や地域の方にもお知らせをしているところである。新聞報道によると、東京都から区に報告を求めるとなっているので、今後その内容を確認した上で適切に対応していきたいと考えている。

ご報告は以上である。

#### 委員長

何かご意見、ご質問あるか。

よろしいか。

それでは、以上で第18回教育委員会定例会を終了する。